

金武地区消防衛生組合職員の非違行為に係る懲戒処分等に関する要綱  
をここに公布する。

平成30年10月 1日

金武地区消防衛生組合  
管理者 仲間 一

金武地区消防衛生組合告示第1号

(趣旨)

第1条 金武地区消防衛生組合職員(消防長を除く。以下「職員」という。)の非違行為に係る懲戒処分及び懲戒処分以外の措置(以下「懲戒処分等」という。)については、この要綱により厳正かつ公正に行うものとする。

(懲戒処分等の基準)

第2条 交通事故及び交通法規違反(以下「交通事故等」という。)以外の非違行為に対する懲戒処分の基準は、別表第1のとおりとする。

2 交通事故等に対する懲戒処分等の基準は、別表第2のとおりとする。

(懲戒処分等の加重、軽減)

第3条 懲戒処分等については、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して処分の程度を加重し、又は軽減することができる。

- (1) 3町村又は他人に与えた損害の程度並びに他の職員及び社会に与える影響
- (2) 発生原因、発生状況及び事後の適切な措置の有無
- (3) 故意又は過失の度合
- (4) 隠蔽の事実の有無
- (5) 刑事事件の有無及び量刑
- (6) 公安委員会の行政処分の有無及びその程度
- (7) 日常の勤務態度及び過去の非違行為の有無及び回数
- (8) 当該職員の職務上の地位及び職務内容

(職員の報告義務)

第4条 職員は、非違行為を行った場合には、遅滞なくその旨を所属長を経て総務課長に報告するものとする。

2 前項のうち、公務の内外を問わず交通事故等については、その軽重及び被害・加害にかかわらず、交通事故・違反報告書(第1号様式)及び事故発生

状況報告書（第2号様式）によりすべて報告するものとする。

（所属長の報告義務）

第5条 所属長は、常に所属職員の言動の把握に努め、所属職員が非違行為を現に行い又は行った疑いがあると判断したときは、遅滞なくその旨を総務課長に報告するものとする。

（職員の報告義務違反）

第6条 第4条及び第5条の規定に基づく報告の義務を怠ったことが明らかになった場合には、当該職員に対して懲戒処分等を行うものとする。

（管理監督者の責任）

第7条 職員の懲戒処分等を行った場合において、管理監督者が次の各号の一に該当するときは、当該管理監督者に対しても懲戒処分等を行うものとする。

- (1) 所属職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その事実を隠蔽し、又はこれを黙認したとき。
- (2) 所属職員が懲戒処分等を受けることに関し、指導監督に適正を欠いていたとき。
- (3) 懲戒処分等を行う場合には、(1)にあつては停職又は減給、(2)にあつては、減給、戒告、訓告又は注意とする。

（関係者の責任）

第8条 職員が、次の各号の一に該当するときは、相応の懲戒処分等を行うものとする。

- (1) 非違行為をした職員に対し、当該非違行為に係る事項を教唆し、又は当該非違行為を幫助したと認められるとき。
- (2) 職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その事実を隠蔽し、又はこれを黙認したとき。

（上申）

第9条 総務課長は、第4条及び第5条の規定に基づく報告を受けた場合、その内容が金武地区消防衛生組合職員処分審査委員会規程（以下「審査委員会規程」という。）に基づく金武地区消防衛生組合職員処分審査委員会（以下「審査委員会」という。）への審査要求に該当する事案であるかどうかの判断を行い、該当すると判断した場合は、管理者に上申するものとする。

（審査要求）

第10条 管理者は、前条の規定に基づく上申があった場合、又は第6条から第8条までの規定に該当すると認めるときは、審査委員会規程第2条の規定に基づき審査委員会に審査を要求するものとする。

(審査委員会の審査)

第11条 審査委員会は、審査委員会規程及び本要綱の規定に基づいて審査をするものとする。

2 審査委員会は、職員の非違行為に係る審議に先立ち、管理監督責任を含めた審議の必要性があると認めた場合は、当該職員に対する管理監督責任のある委員を審査委員会から退席させた後、当該職員の非違行為に係る審議を行い、当該職員が懲戒処分等に該当すると決定した場合は、管理監督責任についても審議を行うものとする。

(処分の決定)

第12条 管理者は、審査委員会規程第6条の規定に基づき、審査委員会の審査結果について報告を受けたときは、速やかに処分を決定するものとする。

2 消防長は、第9条の規定により、審査要求に該当する事案でないと判断した場合は、懲戒処分以外の措置として管理者に上申し、その措置の決定を受けた後、当該職員の所属長に金武地区消防衛生組合職員の非違行為に係る懲戒処分以外の各所属長における措置に関する通知書（第3号様式）により通知し、所属長としての処分措置を要請するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に規定のない非違行為については、別表第1及び別表第2に掲げる基準のうち類似のものを参考にその都度決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1 (第2条第1項関係)

処分等の事由			懲戒処分			
			免職	停職	減給	戒告
一般服務 違反関係	欠勤	正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合	●	●		
		正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合		●	●	
		正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合			●	●
	遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合				●
	休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした場合			●	●
	勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合			●	●
	職務怠慢・注意義務違反	職務の怠慢又は注意の欠如により、公務の運営に支障を生じさせた場合			●	●
	職場内秩序を乱す行為	他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合		●	●	
		他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合			●	●
	虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合			●	●
	背任	自己又は第三者の利益を図る等の目的で、任務に背く行為をし、3町村に財産上の損害を生じさせた場合	●			
	違法な職員団体活動	地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は3町村の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合			●	●
		地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	●	●		

不承認営利 企業等従事	任命権者の許可を受けることなく、営利を目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て他の事務、事業に従事した場合	●	●	●	
入札談合等 に関与する 行為	入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った場合	●	●		
秘密漏洩	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	●	●		
違法な政治 的行為	政治的目的を有する文書を配布した場合				●
	公職選挙法第136条の2の規定に違反し、公務員の地位を利用して選挙運動に関与した	●	●		
セクシュア ル・ハラス メント	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合	●	●		
	「わいせつな言辞等の性的な言動」（注）を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	●	●		
	相手の意に反することを認識の上で、「わいせつな言辞等の性的な言動」を繰り返した場合		●	●	

		相手の意に反することを認識の上で、「わいせつな言辞等の性的な言動」を行った場合			●	●
	職員倫理規程違反	金武地区消防衛生組合職員のハラスメント防止等に関する規定に違反した場合	●	●	●	●
	個人情報保護義務違反	個人情報のデータ改ざん等不適切な情報処理等により個人的人格的利益を著しく侵害した場合	●	●	●	
	個人情報の目的外利用	職務上知り得た個人情報を当該業務以外の目的で使用し、又は職権を濫用して個人情報を当該業務以外の目的で収集した場合	●	●	●	
	ネットワークへの不正アクセス	他人のパスワードを使用し、又はコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスし、システム又は情報資産等の破壊若しくは改ざんを行い又は情報を漏えいさせた場合	●	●		
		他人のパスワードを使用し、又はコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスした場合			●	●
	コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職場に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合			●	●
公金公物等取扱関係	横領	公金又は公物を横領した場合	●			
	窃取	公金又は公物を窃取した場合	●			
	詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた場合	●			
	紛失	公金又は公物を紛失した場合				●
	盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った場合				●

	公物損壊	故意に職場において公物を損壊した場合			●	●	
	失火	過失により職場において公物の出火を引き起こした場合				●	
	諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合			●	●	
	公金公物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした場合			●	●	
公務外非 行関係	放火・殺人	放火又は殺人をした場合	●				
	傷害	人の身体を傷害した場合	●	●			
	暴力行為	暴力行為（人を傷害するに至らないもの）を行った場合			●	●	
	器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合			●	●	
	横領	自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した場合	●	●			
		遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した場合			●	●	
	窃盗・強盗	他人の財物を窃取した場合	●	●			
		暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	●				
	詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	●	●			
	賭博	賭博をした場合			●	●	
		常習として賭博をした場合	●	●			
	麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合	●				
	酩酊による粗野な言動等	酩酊して公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合			●	●	
強制わいせつ	暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合	●					

淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	●	●		
痴漢行為	公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合	●	●	●	
盗撮行為	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合		●	●	
その他わいせつな行為	法令等に違反して公然わいせつ、のぞき、わいせつ物頒布等の行為をした場合	●	●	●	●
ストーカー行為	ストーカー行為又はこれに類似した行為をした場合	●	●	●	●
税等の滞納	税等の滞納を繰り返した場合、又は再三の催告等に応じない、若しくは差押を受けるなど悪質な滞納をした場合	●	●	●	
	正当な理由なく税等の滞納をした場合			●	●
その他の公務外非行	上記に掲げるもののほか、公務外において法令違反、反社会的行為、信用失墜行為を行うなど全体の奉仕者として相応しくない非行があった場合	●	●	●	●

注： 「わいせつな言辞等の性的な言動」とは、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動をいう。

※ 懲戒処分の対象となる「滞納」とは、催告状に応じないなど長期間（概ね3か月以上）の滞納をいうものとする。従って、繰り返しが無い限り、督促状到達後直ちに納付するなど、納期限後1か月程度の滞納は、懲戒処分の対象には含めないこととする。

※ 税等とは、各種の税（国・県を含む。）のほか、国保料、上下水道料、保育料、給食費、公的住宅使用料、駐車場使用料などの公共団体に納付する公共料金をいうものとする。



別表第 2 (第 2 条第 2 項関係)

処分等の事由			懲戒処分				懲戒処分以外の措置	
			免職	停職	減給	戒告	訓告	注意
飲酒運転 (酒酔い)	人身事故	死亡事故	●					
		重傷事故	●					
		軽傷事故	●					
	物損事故		●					
	事故なし		●					
飲酒運転 (酒気帯び)	人身事故	死亡事故	●					
		重傷事故	●	●				
		軽傷事故	●	●				
	物損事故		●	●				
	事故なし		●	●				
飲酒(酒酔い及び酒気帯び)運転の教唆・幫助・同乗者			●	●				
無免許運転	人身事故	死亡事故	●					
		重傷事故	●	●				
		軽傷事故	●	●				
	物損事故		●	●				
※免許証不携帯は除外	事故なし			●	●	●		
速度超過違反	人身事故	死亡事故	●	●				
		重傷事故	●	●				
		軽傷事故		●	●			
	物損事故			●	●	●	●	
	事故なし	速度超過①		●	●			
		速度超過②			●	●		
		速度超過③				●	●	●
その他の違反	人身事故	死亡事故	●	●				
		重傷事故	●	●				
		軽傷事故		●	●	●		
	物損事故				●	●	●	●
	事故なし					●	●	●

- 注：1 表中「重傷」とは、医師の診断による入院治療を要する期間が30日以上のものであり、「軽傷」とは、30日未満のものである。
- 2 表中「その他の違反」の内「軽傷事故」の戒告は、入院を伴わない通院の中で軽微なものを目安とする。
- 3 表中の速度超過①とは、50km/h以上、速度超過②とは、30km/h以上50km/h未満(ただし、高速道路では40km/h以上50km/h未満)、速度超過③とは、30km/h未満(ただし、高速道路では、40km/h未満)とする。
- 4 同時に二つ以上の違反に該当する場合及び繰返し違反・事故があった場合は、実情に応じて加重する。
- 5 措置義務違反(ひき逃げ・あて逃げ)があった場合は、1ランク加重することができる。
- 6 この基準は、公私の別を問わず適用するものとし、自損行為についても準用する。

第1号様式

# 交 通 事 故 報 告 書

## 交 通 事 故 報 告 書

### 違 反



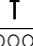
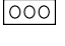


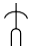
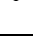
年 月 日提出

管理者	消防長	課 長	補 佐	係 長	係	所 属 長

所 属		氏 名	
公私の別	公務中		公務外
発生年月日	年 月 日		時 分頃
発 生 場 所			
発 生 状 態	運転・同乗（運転者                      ）・歩行・その他（                      ）		
内 容			
行政・刑事 処 分		決 定	
事 故 調 書（被害者を甲、加害者を乙とし、事故発生状況報告書を添付）			
被害者の 状況(甲)	住所・氏名		
	傷 害 （物 損） の 程 度		
	治 療 費 （物 損） の 概 算 額		
加害者の 状況(乙)	住所・氏名		
	傷 害 （物 損） の 程 度		
	治 療 費 （物 損） の 概 算 額		

第2号様式

事故発生状況報告書

発生年月日		当事者	甲(被害者)	氏名	運転・同乗 歩行・その他	
発生場所			乙(加害者)	氏名	運転・同乗 その他( )	
天候	晴・曇・雨・雪・霧	交通状況	混雑・普通・閑散		明暗	昼間・夜間 明け方・夕方
道路状況	舗装	してある してない	歩道(両・片)	ある ない	直線・カーブ・平坦・坂	
	見通し	良い 悪い	積雪・凍結			
信号又は標識	信号	ある ない	駐・停車禁止	されている されていない	その他標識	
速度	甲車両 km/h(制限速度 km/h) : 乙車両 km/h(制限速度 km/h)					
事故現場に於ける被害者と加害者との状況を	<p>事故発生状況略図(道路幅をmで記入して下さい。)</p> <div style="text-align: right;"> <p>自車 </p> <p>相手車 </p> <p>進行方向 </p> <p>信号 </p> <p>一時停止 </p> <p>人間 </p> <p>自転車 </p> <p>オートバイ </p> </div>					
上記の状況を記載し						

年 月 日

様

消防長

金武地区消防衛生組合職員の非違行為に係る懲戒  
処分以外の各所属長における措置に関する通知書

年 月 日付け上申書により裁定を受けました、貴下の所属職員の行った非違行為に対して、所属長として、下記のとおり処分措置をされますよう通知します。

	氏名	非違行為事案（概要）	処分内容	処分理由	備考
1					
2					
3					
4					